

J A ネットバンク利用規定 新旧対照表

(下線部は改正部分を示す。)

新	旧
<p>1. JAネットバンク～8. 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(省略)</p> <p>9. 定期貯金サービス (1)～(2) (省略) (3) 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。 ① 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座(納税準備貯金を除く。)から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 ②～③(省略) (4) 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座とします。 (5) 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち証書式定期貯金を除く定期貯金口座における当組合が定める商品に限ります。また、当組合所定の中途解約利率を適用します。 (6) (省略)</p> <p>10. ローン繰上返済サービス～30. 準拠法・合意管轄(省略)</p>	<p>1. JAネットバンク～8. 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(省略)</p> <p>9. 定期貯金サービス (1)～(2) (省略) (3) 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。 ① 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座(納税準備貯金を除く。)から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 ②～③(省略) (4) 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とします。 (5) 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座における当組合が定める商品に限ります。また、当組合所定の中途解約利率を適用します。 (6) (省略)</p> <p>10. ローン繰上返済サービス～30. 準拠法・合意管轄(省略)</p>

この規定は、令和4年11月29日から実施する。

以上